

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収・還付に関する事務 【後期高齢者医療保険に関する情報連携】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。
③システムの名称	後期高齢システム（市区町村システム）、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（広域連合標準システム）

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢システムファイル、後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 【情報提供事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 2. 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第二条の表117項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保健部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市医療保健部国保年金課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市医療保健部国保年金課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月5日	Iー7 請求先	高山市市民保健部市民課管理グループ	高山市市民保健部市民課	事後	組織編成変更後の提出による
平成30年1月5日	Iー8 連絡先	高山市市民保健部市民課管理グループ	高山市市民保健部市民課	事後	組織編成変更後の提出による
平成30年1月5日	IIー1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年1月5日	IIー2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	Iー5ー② 所属長	市民課長 田中 一美	市民課長	事後	組織編制後の変更提出による
平成31年1月8日	IIー1 いつの時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年11月30日 時点	事前	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	IIー2 いつの時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年11月30日 時点	事前	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	IVリスク対策		(項目追加による記載)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和2年1月28日	Iー1ー① 事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書	後期高齢者医療制度に関する事務	事後	事務の名称の訂正
令和2年1月28日	Iー1ー② 事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 【後期高齢者医療保険に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収に関する事務	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報照会が行わないため、当該業務を削除 その他、軽微な表現の修正
令和2年1月28日	Iー4ー② 法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の80、81、82の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 【情報提供事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし	【情報照会事務】 情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。 【情報提供事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報照会が行わないため、法令上の根拠を削除 厚生労働大臣又は共済組合等から情報照会を受ける可能性があるため、情報提供業務に別表第二の83の項を追加
令和2年1月28日	IIー1 いつの時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年1月28日	IIー2 いつの時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年3月15日	IIー1 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年3月15日	IIー2 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年1月27日	Iー3 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 (情報提供ネットワークを介さない紙媒体による情報照会・提供)	事後	情報提供ネットワークを介さない情報照会事務について、当該条項を追加
令和4年1月27日	Iー4ー② 法令上の根拠	【情報提供事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし	【情報提供事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし	事前	番号利用法19条について、新たに1号追加となったことにより条項を修正
令和4年1月27日	IIー1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月27日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年12月12日	Ⅰ－1－② 事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収・還付に関する事務 【後期高齢者医療保険に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	事後	公金受取口座情報の利用開始に伴い、内容修正
令和4年12月12日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	【情報照会事務】 情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	事後	公金受取口座情報の利用開始に伴い、内容修正
令和5年4月19日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年4月19日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年3月26日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年3月26日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年9月23日	Ⅰ－1－② 事務の概要	番号法別表第二	番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項（情報提供ネットワークを介さない紙媒体による情報照会・提供）	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 【情報提供事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 【情報提供事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 2. 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第二条の表の117	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－5－① 部署	市民保健部 市民課	医療保健部 国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－5－② 所属長の役職名	市民課長	国保年金課長	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民保健部 市民課	医療保健部 国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	市民保健部 市民課	医療保健部 国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年8月31日 時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和6年9月23日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年8月31日 時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し